

第 354 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 5 年 12 月 7 日)

第354回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年12月7日(木) 午後2時03分～午後4時43分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
(広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和5年12月1日(金)

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員(8人) 辻駒健二、飯尾協、山下頼信、小池勝、河合幸一郎、箕野博司、
中尾文治、宮林豊

県(5人)	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	西 部 農 林 水 産 事 務 所 水 産 課	課 長	山根 康幸
	西 部 農 林 水 産 事 務 所 水 産 第 二 課	課 長	寺田 誠
	東 部 農 林 水 産 事 務 所 水 産 課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長、中林主査、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第22号議案 漁業の免許について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第23号議案 遊漁規則の認可について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第24号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について

(結 果) 原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

・令和5年度の増殖実績について

(3) その他

6 議事の経過

午後2時03分、事務局の福地次長が第354回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は7名で、本委員会が成立していることを報告した。なお、委員1名が遅れて出席する旨を連絡した。

続いて、議事録署名者に飯尾委員と山下委員を指名し議事に入った。

【第22号議案 漁業の免許について】

議 長 それでは議事に入ります。

第22号議案「漁業の免許について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

福地次長 (提案の理由を説明した。)

青山技師 (資料1-1から1-3により漁業の免許について説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

飯尾委員 漁場計画が通っているため、手続きが適正にされていれば問題ないですね。

河合委員 資料1-3でますの由来に東城川漁協のみ鳥取県産と記載があります。ますという
とやまめかあまごだと思いますが、鳥取県産というのはどういう意味でしょうか。

青山技師 鳥取県の業者から種苗を買われているということになります。

飯尾委員 ますはこの頃手に入りにくいこともあり、県外にまで種苗を探しに行ったということだと思います。

河合委員 東城川の在来ますはあまごで、鳥取県の場合は日本海に流れるのでやまめだと思
います。養魚場ですのでどちらも飼育していると思いますが。なぜ鳥取県から仕入れて
いるのかなと思いました。種苗として一番適切なのは自家生産や同じ水系のものです。
なかなか手に入らない状況で、あまごは近年状況が芳しくないと聞きますが、太平洋
に流れる水系ではあまご、日本海に流れる水系ではやまめを放流し、できる限り同じ

水系のものを放流するべきだと思います。

小池委員 鳥取県であまごを養殖しており、間違いがなければいいですが。

河合委員 あまごとやまめのハイブリッドに近い個体をみることがあります。放流する個体は県内の他河川であればまだよいですが、他県の河川から入れるのは考えていただきたいです。

福地参事 東城川漁協には、在来ますのあまごを放流するように指示を出しています。今回免許申請の書類中の種苗の由来を書いていただく欄に、鳥取県にある生産者の名前が書かれておりましたので、資料には鳥取県と記載しております。東城川漁協には、実際に取り扱っている種苗の種類を伺い、指示の中であまごと明記しているので、配慮いただくよう伝えます。

河合委員 だいたいの漁協では日本海側で買っているあまごを放流しているとは思いますが。江の川水系の一部の支流ではやまめよりあまごの方が頻度が高いことがあります。その逆は不思議となく、太平洋側でやまめはあまりありません。

議 長 東部アユセンターはやまめを飼っていませんでしたか。

飯尾委員 飼っていますが、最近はなかなか生育状況が思わしくなく、他から買ってきています。できれば近いところがいいので、可能であれば県内で調達しますが、種苗が足りなければ他へ頼むしかないという事情はあると思います。

福地参事 ただいま、放流に関する委員会指示を確認しましたが、在来ますの認識を近年変えたというのはおそらくないと思いますが、東城川漁協ではあまごを在来ますと指定しています。このあたりの取り扱いを実際にどのようにしているのか、漁協に確認をし、誤解のないようにしたいと思います。

小池委員 テレビ等ではあまごよりやまめの方が認知されているので、瀬戸内海を流れる河川でもやまめと紹介しています。言うだけであればいいのですが、在来ますを気にせず放流していた時代と異なり、現在は在来種を放流するようにしているので誤解がなければいいのですが。

議 長 おそらくあまごではなく、やまめではないでしょうか。鳥取県であまごを養殖しているところはないでしょう。

福地参事 申請書にはあまごと付記されています。

河合委員 日野川ではにじますを放流していますよね。東城川のますにはにじますは入ってないですね。

福地参事 にじますは入ってないです。

河合委員 鳥取県であってもあまごを養殖しているところから入れているのであれば問題な

いと思います。

議 長 事務局がしっかりと確認をしてください。現在、こい・ふなの放流を自粛していただいています。令和6年からこい・ふなの漁業権を廃止するところはないですね。

福地参事 こい・ふなに関しては、放流制限があるところもありますし、自粛したいとするところもあります。今回こい・ふなを外す要望がありませんでしたので、令和6年から免許する内容としては従来どおりになります。先に審議をしていただきました増殖指針の中でも産卵床の造成を放流に換算できるような形でお示したところ、資料1－3のとおり可愛川漁協や江の川漁協、東城川漁協で産卵床の造成を行う計画をいただいております。実際にどのようにされて、結果どうであったかを把握させてもらいながら、令和6年1月1日からの免許期間中に取り扱いを検討していこうと思っています。

議 長 できれば産卵場の造成をやらないといけないと思います。以前は、こいを養殖していましたが、餌代が高くなるので、他から仕入れてそのまま放流していました。現在は広島県の中で黒鯉の養殖をしているところはないですね。三段峡でも湯来温泉に卸せるこいは700グラムから800グラムで、それ以上のものは採算が合わないため需要がないと聞きました。

小池委員 可愛川漁協でますの由来が県内養魚場になっています。可愛川は江の川水系でやまめを放流することになっており、可愛川漁協から位置が近い大暮養魚場から種苗を入れているとなるとおかしいので東城川漁協と合わせて可愛川漁協にも確認してください。

議 長 可愛川漁協は自組合員が養殖していると聞いたことがあります。

飯尾委員 役員が釣り堀をされているので、そこから仕入れているのではないのでしょうか。

小池委員 かっこで荒木や湯谷と書いていただければ非常に分かりやすいです。

議 長 田総川漁協の県内養魚場の荒木というのは養殖している方の名前ではないでしょうか。

飯尾委員 西城川の方のお名前だと思います。

議 長 個人で東部アユセンターの池を活用してやられているのでしょうか。このかっこには管理している方の名前が記載されているのですね。

小池委員 それでは意味がないですね。

議 長 大丈夫だと思います。

福地参事 今回、免許申請の際に各漁協には令和6年度の増殖計画を一覧表で提出していただき、種苗の由来を書いていただくようにしておりましたが、養魚場の名前を書いてい

ただいたところや、〇〇県産と書いていただいたところもありました。先ほどご指摘をいただいた可愛川漁協は大谷川淡水魚クラブと記載されており、おそらく大谷川は県内の大谷川だと思いますが、この団体を調べてみましたが分からなかったため、かつこの記載をしておりませんでした。逆にそのように記載しておけばよかったということで大変失礼いたしました。

小池委員 大谷に釣り堀がありますね。大谷であれば可愛川の上流ですから問題ないですね。
議長 非常に熱心な方がおられると聞いています。現在は直前放流で種苗を放流されていると思います。

小池委員 可愛川上流に行くと年配の方が橋に座って釣りをされているのをみかけます。議長が言われたように直前放流であれば、そういった方でも釣れると思いますので、釣り人が減っている中で、多少そのようなやり方をやられてもよいと感じます。

宮林委員 こいの産卵床の造成は最後の資料にもありますよね。最後に増殖義務の議案があり、資料4-1に令和6年度の増殖計画があるのでその時に説明されますよね。

福地次長 そこでもまた説明させてもらいます。

河合委員 はやの種苗放流量の記載がありますが、具体的にどれぐらいの大きさのものを種苗放流するのでしょうか。

福地参事 以前、三段峡漁協から伺ったことがあります、自身の所で池を持たれているため、そこに入ってきたのを使うと言われておりました。サイズについてはバラバラだと思います。

河合委員 自身で生産されているわけではなく、自然に入ってきたものなのですね。

福地参事 はい、自然に入ってきたものを飼ってから使うと言われておりました。なかなか量が確保できないので、しばらく放流はされておりましたが、おそらくサイズはバラバラで5から10センチメートルぐらいのものではないかと思います。

河合委員 三段峡漁協や江の川漁協、可愛川漁協に行きますが、オイカワはいてもとても小さいです。50年近く前では20センチメートルを超えるサイズがおり、10センチメートルの個体でも婚姻色がでておりましたが、現在は小型化しており異常な気がします。カワウに食べられる影響が大きいかもしれませんが、はやもあまり資源量が確保できているとは言えないと思いますので、効果的な増殖ができればと思います。

議長 はやの漁獲量が増えてくるのは1月、2月にかけてで、はやが一か所に集まります。目合の小さい投網で獲ると小さいはやが入り、さらに集まったところに網を投げるので根こそぎ獲れてしまいます。そういう漁というのもどのようにするか考えていかないとはいけません。河合委員が仰るように大きなウグイが産卵しているのをここ何十年

みたことはありません。

河合委員　西城川の下流の本流に入る直前に「あながさ」という淵がありますが、県内でここだけ 50 センチメートル程のウグイがいます。コイ科の魚も資源量が減って、小型化していると感じます。

小池委員　ダムがないところは芸北まであがってきていましたからね。

議　長　色々と意見をいただいたわけですが、その他にありませんか。ないようですので、質問を打ち切らせていただいて、第 22 号議案「漁業の免許について」の承認をすることよろしいでしょうか。

全 委 員　はい。

議　長　異議なしということですので、第 22 号議案「漁業の免許について」は、諮問内容のとおり異存ない旨を広島県知事に答申いたします。

【第23号議案 遊漁規則の認可について】

議　長　続いて、第23号議案に移ります。

「遊漁規則の認可について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

福地次長　（提案の理由を説明した。）

青山技師　（資料 2－1 から 2－4 により遊漁規則の内容について説明した。）

議　長　委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

河合委員　現地支払について、広島県では 300 円から 500 円ですが、県や漁協によっては日券が高いのに加えて、現地支払で倍額になるところもあります。だいたい皆さん事前に買われていますが、現地で払うと 6000 円程になり、そこまでいくと増殖及び漁場管理に係る経費を勘案しているとは考えられず、罰金のように思えます。全国内水面漁場管理委員会連合会では、法外な現地支払を求めている漁協に経費に見合った額にするよう改善を求める意見はでていないのでしょうか。ただでさえ釣り人口が減っている状況で、法外な現地支払を求めるとさらに減るのではないかと思います。

福地参事　国の方から遊漁規則を制定するときに留意する事項を示されますが、現地支払の金額について均衡を図るような話は出てきていません。全国内水面漁場管理委員会連合会の中でもこの 4 年間で聞いたことはありません。広島県でも、各漁協に対して現地支払の額について 500 円に揃えるような指導はしていません。

河合委員　自然にそのようになっているというわけですね。近畿地方では、良心的なところで 1.5 倍、高いところでは倍の金額を取るところが多いと思います。そこまで高くなると現地支払に対して加算される額の根拠が薄く、罰金のように思います。繰り返しに

なりますが、釣り人口を減らすことになると思います。現地支払の額についてはあまり審査されていないような気がします。

小池委員 河合委員が仰られた罰金のような要素があれば、罰金は根拠から逸脱しているので、「根拠」という言葉を軽々しく使わないでいただきたいです。罰金の額の根拠を示していただきたいですね。

河合委員 特設漁場で釣りをしたことがあり、その際は三重に払わなければなりません。水系の管轄する漁協の現地支払の日券に加えて、特設漁場の料金も払わなければならず、1万円程払いました。そのようなこともしっかりと審議されているのかなと思います。別件になりますが、漁協で遊漁券を買うとなると平日の昼間しか開いていないので休日は買えません。遊漁券を気軽に買えるようにしようとすると、コンビニやインターネットで買えるようにするべきで、そうすると遊漁料収入が上がると思います。漁協に行って買うのはなかなか大変ですし、広島県ですとかめや釣具店で扱っていますが、関東のようにコンビニで買えるようにするべきだと思います。

飯尾委員 スマートフォンで買える仕組みを導入しているのは、江の川、田総川、西城川（正しくは水内川、東城川、八幡川、江の川、西城川、田総川の6漁協）ですね。

河合委員 まだ少ないですね。

小池委員 都市部の方に住んでいる方は前日や前々日にかめや釣具店で買えばいいですが、県北の方だとかめや釣具店やコンビニもないとなると、釣りをするときはどこで買えばいいのかとなります。遊漁券を販売するのであれば、簡単に購入できる仕組みをつくるべきだと思います。

河合委員 漁場監視員は解禁後しばらくの間しか回らないので、実際には遊漁券を買わずに釣りをされる方がでていると思います。遊漁券を買いやすいような仕組みをつくり、遊漁料収入をあげる努力をする必要があると思います。

宮林委員 買いにくいのでそういうことが起きるのでしょうか。

議長 遊漁者を増やすために遊漁料を減額するのは芦田川府中漁協だけです。

青山技師 帝釈峡漁協でもこい・ふなの遊漁料を減額しています。

議長 ルアーで友釣りするのは何件あるのでしょうか。ほとんど認めているのでしょうか。

青山技師 規則上に設けていない組合も何件かありますので。

議長 禁止のところで、今回禁止を解除したところはあるのではないですか。

青山技師 今回、太田川上流漁協（正しくは太田川漁協）と江の川漁協がルアーを認めました。吉和川漁協が元の吉和川漁協の漁場において認めない方向で、元の木野川漁協では規定は設けずに認めております。

議 長 行使料と遊漁料の関係で、行使料の方が安いですね。

青山技師 基本的にはそうです。

福地参事 できる漁法が異なってきますので、若干ですが。

小池委員 遊漁料の額や割引については漁協によって異なっており、その根拠や算定基準はどうなっているのかなと思います。

議 長 未就学児の遊漁料無料というので実際にどれぐらいいるのかを把握しないといけません。いないから無料にしているというのも、どうなのかなと思います。

宮林委員 芦田川府中漁協は遊漁者を増やすための計画があるのでしょうか。遊漁料を減額して、遊漁者が増える見込みがあるのでしょうか。

木村主査 遊漁料の算定については、資料2－4の遊漁料の表に載せております基本料金については根拠をもって審査をし、妥当な場合は値上げをしています。値下げについては自助努力の面がありますのでそこにまで根拠を求めてはおりません。値引きをすることで来やすくし、遊漁者を増やす組合もありますし、18歳以下無料として、無料の対象を増やすことで若いうちに経験してもらい、大人になってからも続けてもらうことで遊漁者を増やしたいという組合もあります。基本的に料金を徴収するうえでは根拠が必要です。割引部分については各漁協の努力になりますので、各漁協で創意工夫していただき、将来遊漁者及び組合員が少しでも増えるようにしていただくよう指導しております。最終的に経営が回らなくなるほど割引するのは本末転倒なので、そこに至らない程度で努力していただくというのは大いにあります。

宮林委員 どちらの方針にするかですよね。遊漁者を増やさないといけないのはありますが、経営が回らなくなると意味がないですからね。

木村主査 その線引きは各漁協で工夫をしていると思います。

議 長 遊漁者を増やしていく取り組みをしなければいけません。種苗放流するために、行使料含め遊漁料を上げてくれと話しがありましたが、ある程度種苗放流しなければ釣り人が来ないというのであれば、遊漁料を下げて、遊漁者を増やしていくべきだと思います。以前、河合委員が仰られていた共通券についても過去に導入すべきと声をあげましたが、当時の組合長や理事の反応がよくありませんでした。

河合委員 共通券を導入している岩手県や青森県の実例を聞く限り、共通券を導入し始めてから各々の河川の遊漁券が売れたと聞いたことがありますので、実例を調べたうえで説明し理解してもらい、共通券と各漁協の遊漁券を並行して売の方がよいと思います。

議 長 せめて遊漁券ぐらいは21の組合が同じ遊漁券になれば面白いですね。

河合委員 共通券で売れた収益を各漁協の努力に合わせて割り振っていると聞きました。

議長 川離れが止まらない状況で漁協も遊漁者から遊漁料をしっかりとるという考えではなく、しっかり川に入ってくれるようなことをしなければなりません。学校教育の中でも河川の事故をタブー視しています、あってはならないと。ですから、川で泳ぐものがいなくなり、釣り人もいない状況です。そういったところも啓発をしながら、漁場が活気づくような状況を作っていかなければなりません。

宮林委員 禁止区域で親水区域を解除するところで、地元要望がなくなったとありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

小池委員 道の駅等では子供が遊ぶため危ないということで禁止していましたが、実態がないため解除したということではないでしょうか。

青山技師 帝釈峡漁協の親水区域については、従来キャンプ場の近くにあった漁場で、観光側から漁業を控えてほしいと要望があり、禁止区域としていましたが、キャンプ場が山奥にあり、観光客が行くこともなく、禁止区域にする必要性が乏しいということで削除されました。沼田川漁協の2区域の親水区域については、寄付された錦鯉を養成して観賞区域としており、その管理者の要望で禁止区域としていましたが、その方が亡くなった関係で、管理をされていない状況が続き、漁協から禁止区域を解除してよいかと要望したところよいということでしたので削除されています。

宮林委員 要望がなくなったというのは、ケースバイケースなんですね。

飯尾委員 資料2-4の21ページと22ページで、変更理由には濁りかきの網目制限については、漁獲圧の低減のためと記載があり、本文には網目制限があるのは網口の口径30センチメートル以上のみとあります。30センチメートル以下には網目制限がないということなので、むしろ緩和していると思いますがどうでしょうか。

青山技師 もともとにごりかき・ちょんがけ・投網は網目制限が8節以下としておりましたが、にごりかきについては網口の口径が30センチメートル以上のもののみ網目制限があるため、それを反映させたということになります。

飯尾委員 これまでは全口径に網目制限がありましたが、口径が30センチメートル以上にしか網目制限はなく、30センチメートル以下は網目制限がないということですよね。

青山技師 はい。

飯尾委員 そうするとこの変更は緩和になるのではないのでしょうか。実際にそのような網があるのかは分かりませんが。

山下委員 あゆのたも網には口径が30センチメートルを超えるものがあります。最大で40センチメートルぐらいではないのでしょうか。

河合委員 口径が30センチメートル以上の大きいたも網のみ、小さい網目を制限することで

漁獲圧を下げるということですよね。口径が大きくなると漁獲圧が高くなるので、小さい魚が入らないようにしているのだと思います。

青山技師 失礼しました。飯尾委員が仰るとおり、この表記ですと緩和という形に読み取れてしまいます。網口の口径 30 センチメートル以上のみに 8 節以下の制限を掛けるということが漁獲圧の低減を図るための規制であり、誤解を招く記載になっておりました。

議長 現地支払について意見がでましたが皆様どうでしょうか。

小池委員 定額で決めてあるためよいですが、心配なのは現地支払が不可というところですか。漁具まで没収されるのでしょうか。

議長 今はそれはないと思います。

河合委員 現地支払が不可であると遊漁者に不利益なこともあるためよくないと感じます

福地参事 現地支払については規定上現地で納めることができるという書き方になっており、実際採捕行為で違反があっても罰金をとることが認められているわけではありません。遊漁券を事前購入されていない方から多く徴収するという面では罰金的な意味合いに受け取られることもあります。漁協として罰金をとっていいと認めているわけではなく、現地で発行する手数料ということが趣旨になります。金額の設定がいろいろあるというのは仰られていたとおりでありますが、その幅については調べたいと思います。

河合委員 現地支払ができた方がよいですね。

福地参事 そうですね。不可にされている理由を確認し、県で統一するなど遊漁券の売り方で工夫できるのであれば検討したいと思っておりますので、県から何らかの提案ができるように取りまとめられれば一番よいのかなと思います。

議長 組合でホームページを開設しているのはどのくらいあるのでしょうか。

福地参事 江の川漁協、太田川漁協、吉和川漁協、芦田川府中漁協、西城川漁協、東城川漁協などがあります。半数ほどが何らかの形で開設されています。ただ、情報をすぐにアップできるものではなく、事務所の場所や釣り場の案内、遊漁料の案内だけというものもあるかと思います。

議長 漁協に電話をしても繋がらないことがあります。事務委託だけをしているのだろうという話も聞きますし、土曜、日曜日は休んでいるということもあります。そのあたりをもう少しどうにかしないといけません。

小池委員 不可というのは怖いんですね。

議長 どういう理由で不可にしているのかというのも聞かなければなりません。

中尾委員 現地支払が不可であるのは、ばれなければよいというのを防ぐためだと思います。

木村主査 不可と書かれている漁法については主に網を使う漁法が中心です。おそらく漁協の

方は多く漁獲する漁法や場所を専有する漁法については、あらかじめ来て、承認を受けてから現場に行ってほしいということで不可にされていると思います。

議 長 川は本来公共のものであり、自由に採捕できていたものが、漁業権の設定によりお金を支払わなければなりません。なのでどこでも遊漁券を買えるという対策をするべきだと思います。それでも買わない場合は、現地支払での追加の徴収はよいと思います。遊漁者を増やしていかなければ、遊漁者の減少は目に見えています。しっかり遊漁者が来てくれる状況をつくっていくということ重要です。

飯尾委員 切替時の遊漁規則については、広島県内水面漁業協同組合連合会のホームページに掲載していますが、10年間で修正があり、変更後の遊漁規則まで案内できていません。変更後の遊漁規則を一般に閲覧できる仕組みになっていればよいと感じています。電子で遊漁券を購入できる漁協が3組合あります。それより前に導入していた組合もありましたが利用者が少なく、県内で定着しなかったということで停滞しています。若い世代は慣れています、そうでない世代が多いので、導入する組合もあれば、しない組合もあるのが現状です。

議 長 令和6年1月1日から漁業権が免許されるため、早く決めなければなりませんよね。

青山技師 はい。

議 長 私は遊漁料は減額するべきだと思います。21漁協で芦田川府中漁協だけですよね。

飯尾委員 芦田川府中漁協は遊漁者及び組合員がかなり減り、漁業権魚種を削減した背景があります。立て直しの過程で組合の方針ができ、遊漁料の減額をされているのだと思います。そういったことで、芦田川府中漁協は固有の事情があります。

議 長 遊漁者と組合員ではできる漁法が異なり、刺網は使えないと思います。投網はどのようなのでしょうか。

青山技師 投網を使える漁協もあります。

議 長 遊漁者が増える状況をつくり、組合員になっていただくといった組合の経営も考えていかないといけません。

飯尾委員 あゆのルアー釣りの解禁についてもその流れの一環だと思います。

議 長 遊漁規則の内容について意見がでましたが、どういたしましょうか。

山下委員 各漁協に任せるしかないと思います。

中尾委員 異存ない旨の答申でよいと思います。

議 長 それでは諮問された内容に対し異存はない旨、答申することよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第23号議案「遊漁規則の認可について」は、諮問

内容のとおり異存ない旨を広島県知事に答申いたします。

【第24号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について】

議長 それでは、次の議題に移ります。

第24号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

福地次長 （提案の理由を説明した。）

福地次長 （資料3によりバス等のリリース禁止に係る委員会指示について説明した。）

議長 それでは委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

小池委員 無期限にするとマンネリ化してしまうため、1年ごとの更新の方が意識が高まると思います。鹿児島県の薩摩川内市の無期限は蘭牟田池のみが対象範囲なのでよいですが、通常の水域ですと次の対応がしやすいので、手間ですが1年ごとの更新がよいと思います。

宮林委員 薩摩川内市は条例で規制されているので、無期限になっているのだと思います。委員会指示は最終的に規則化に進むべきだと思いますが、なかなかそこまでは進まないのが現状だと思います。

小池委員 自分たちの遊び道具を殺すことは絶対しないので、条例までは無理だと思います。逆にバスの遊漁料をとる方が近道かもしれません。

議長 バスの遊漁料をとると60万～70万円になると聞いたことがあります。あゆの遊漁料より多かったと思います。

小池委員 それを駆除に係る経費に回せばよいと思います。

河合委員 資料3の6ページのリリースを禁止する規制の対象種で概ねコクチバスが対象種になっていますが、オオクチバスが対象種になっていない県があります。これはオオクチバスの遊漁人口が多いため、規制しにくいという現状があるのでしょうか。

小池委員 水温の影響で分布域の問題もあると思います。

河合委員 オオクチバスの方が分布域が制限されるということですね。

宮林委員 コクチバスの方が増えやすく、影響が大きいと聞いたことがあります。

河合委員 ほとんどの県が水域を指定していないですが、広島県の全域を規制しようとする何か根拠があるのでしょうか。

福地次長 4ページ目でお話したところですが、この指示を出すときに遊漁者にもご理解をいただかないと守っていただけないということから、漁協でも漁業被害があるということ、被害を抑えるために防除をしているという実態があるところを対象にしようというところから始まっております。現段階でそこが伴っていないというところではご

理解いただけないと整理をしており、実際には先ほどご紹介したアンケート結果のとおりに追加の要望はありますが、次の段階に進めていない状況です。

宮林委員 当初委員会指示を発動する際に遊漁者と意見交換をしましたが、かなり厳しい意見をいただきました。しっかりと防除活動をしているところしかできない、ただやめろと言うのは無理であると判断した経緯があります。

飯尾委員 漁業者と遊漁者では異なった考え方を持っているため、納得してもらうには態勢が整えられているところでなければ難しいです。

宮林委員 江の川水系の委員会指示の時にも基本的には反対ですが、仕方ないだろうということでした。

小池委員 3 ページ目の図にあるような漁業権のない河川では制限がなく、漁業権がある河川は困るため委員会指示があります。

河合委員 オオクチバスの漁業権を設定しているのは山梨県だけでしょうか。

福地次長 山梨県と神奈川県があります。国も以前からブラックバスの漁業権化に対しては批判しておりました。最近、将来的に廃止するという方向性が出されて、免許は更新しますが、廃止に向けて進められているようです。

河合委員 漁業権を認めないということでしょうか。

福地次長 将来的にそういうことになります。

河合委員 今の流れは逆ではないでしょうか。ブラックバスの遊漁者はアユや溪流魚と比べると多いので、認めることで遊漁収入を増加させるべきだと思います。外来魚だから認めないと言っても、ニジマスがありますし。

木村課長 漁業権にすると増殖義務というのがあります。生息地を増やさないといけないため、漁業法と矛盾したことになります。

河合委員 わかるのですが、それしかもう手はないような気がします。

議長 無期限にするより、毎年状況を聞き、審議するべきだと思います。今、漁協の組合員においては買取をしています。大量に駆除していますが、駆除のためではなく、アユを獲るときにブラックバスがかかります。アユよりもブラックバスの方が多いのが現状です。灰塚ダムからブラックバスの稚魚が流下するのを防ぐ対処をしていただければ一番よいですが、それも難しいでしょう。ため池については、昔はブラックバスがいたわけですが、現在は他の魚がいなくなったため、いないと聞きます。

飯尾委員 県や市町村が行う工事で、ため池はブラックバスとブルーギルを回収してもらうようにしていますが、あまり獲れていないと聞きます。追加要望のある小瀬川と成羽川は水面の半分が他県にあるため、指示に至らないということでしょうか。

福地次長 そういうことになります。

小池委員 継続でいくしかないと思います。

議 長 それではよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第 24 号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認します。

【報告事項 令和 5 年の増殖実績について】

議 長 続いて、報告事項に移ります。

 「令和 5 年の増殖実績について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

福地次長 （資料 4－1 及び 4－2 により令和 5 年度の増殖実績について説明した。）

宮林委員 目標量未達成の表に可愛川漁協はなぜ入っていないのでしょうか。

福地次長 可愛川漁協は漁場別でみると目標量が 10 キログラム、漁場の放流量が 5 キログラムになっておりますが、合計でみると 110 キログラムの目標量で 110 キログラムの放流量となっているため、未達成とまではみなしていません。

議 長 ますの発眼卵については、効果はどのようなのでしょうか。

河合委員 いろんな意見があります。

飯尾委員 研究者によっては、発眼卵の方が効果があるという方はおられます。

河合委員 漁期の直前に親魚放流するとすぐに釣れてしまいますので。

議 長 川へ発眼卵を放流すると自然下で大きくなりますからね。

河合委員 条件がよければ効率がよいと思います。

議 長 直前放流は 100 グラムの種苗を放流しています。70 キログラム放流していても、尾数は少ないことになります。発眼卵の場合、生存率がどのくらいか分かりませんが、尾数で言うとかなり多いと思います。

河合委員 生存率は 1 パーセントいけばよいぐらいでしょうね。発眼卵の方が種苗放流より労力がかからないため、コストパフォーマンスはよいと思います。

議 長 発眼卵が手に入ればですが、その方がよいと思います。

宮林委員 八幡川漁協の発眼卵放流はどこから入手しているのでしょうか。

福地次長 大暮養魚場だと思います。

宮林委員 養殖場がないと難しいですね。

議 長 イワナなはかなり効果があると聞きます。

宮林委員 いいやり方だということでしょうね。

河合委員 源流なので天敵があまりいないですね。時期も冬のため、労力はたいへんですけど捕食者はいない。

議 長 針葉樹ではなく広葉樹のある河川ですと栄養分があるので適していると思います。

河合委員 そうですね。稚魚の成育もよいのでその方が効果があると思います。

議 長 発眼卵については効果等の調査をしなければいけません。

福地次長 はい。八幡川漁協でも令和5年度は3漁場、令和6年度は4漁場で計画されているため、何かしらの成果を得られているのではないかと思います。その辺りについてお話を伺いたいと思います。

議 長 委員の皆様、県、事務局からは何かありますか。

他にないようですので、これをもちまして、第354回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。慎重審議いただき、ありがとうございました。

(午後4時43分 閉会)